

令和 5 年10月27日（金曜日）

教育、民生常任委員会会議録

教育、民生常任委員会会議録

令和５年１０月２７日（金曜日）

出席委員（６名）

委員長 柳 田 政 喜 君

副委員長 伊 藤 牧 世 君

委員 平 吹 俊 雄 君

鈴木 恵 悦 君

吉 田 二 郎 君

村 松 秀 雄 君

欠席委員（なし）

美里町社会福祉協議会出席者

子ども家庭課課長

齊 藤 眞 君

子ども家庭課課長補佐兼係長

伊 藤 恵 君

子ども家庭課係長

伊 藤 智 昭 君

議会事務局職員出席者

次長兼議事調査係長

齊 藤 美 穂 君

令和５年１０月２７日（金曜日） 午後１時２４分 開会

１．開会

２．委員長挨拶

３．会議事項

１）調査研究テーマ「子どもの貧困と食事」担当課との意見交換

２）今後の進め方について

４．その他

５．閉会

午後1時24分 開会

○委員長（柳田政喜君） それでは、ただいまより第24回教育、民生常任委員会を開催させていただきます。座って進めさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名ですので、当委員会は成立いたしております。

秋も大分、急に寒くなったりして、皆様、体調管理には気をつけていただきたいと思いますところがございます。秋の作業も大分進みまして、田んぼもほとんど空になっている状況でございます。なかなか暑い夏の影響で米にも随分影響出ているところですけども、収量としては取れているみたいでして、何とかいい秋を迎えているのかなと思っていますけれども、このところちょっと急に天候の急変等ございまして各地で災害等出ている状況でございます。こちら、ひょうとか降らなければいいなと思って過ごしているところがございます。

それでは、早速ですけども始めさせていただきます。

本日の会議事項でございますが、子ども家庭課さんをお願いいたしまして、本日、資料を大変忙しい中作っていただきましてありがとうございます。こちらを基に、当委員会のテーマであります「子どもの貧困と食事」につきましての意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけども、最初に議員のほうから自己紹介させたほうがよろしいですか。では、させていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、すみません。鈴木委員のほうからお願いします。

○委員（鈴木恵悦君） 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○委員（平吹俊雄君） 平吹です。どうぞよろしく。

○委員（村松秀雄君） 村松です。よろしくお願いいたします。

○委員（吉田二郎君） 御苦労さまでございます。吉田二郎でございます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（伊藤牧世君） 伊藤牧世です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（柳田政喜君） 柳田です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、出席職員の紹介をお願いいたします。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） では、子ども家庭課の職員の紹介をいたします。

まず、私のほうから向かって右になりますが子育て支援係長の伊藤でございます。

○子ども家庭課係長（伊藤智昭君） 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 続きまして、課長補佐兼給付助成係長兼家庭支援係長の伊

藤でございます。

○子ども家庭課課長補佐兼係長（伊藤 恵君） 伊藤です。よろしくお願いします。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 最後に私、課長の齊藤です。よろしくお願いいたします。

○委員長（柳田政喜君） ありがとうございます。

それでは早速ですけれども、担当課から本日、大変忙しい中、資料をいっぱい作っていただきました。大変参考になるようでございます。こちらの説明からいただいてよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） それでは、議員皆様のお手元に配付しております資料を御覧ください。

まず、資料の確認になります。資料１と資料２というものを配らせていただいております。

資料１につきましては、子どもの貧困対策関連事業の概要ということで関連事業を載せている冊子が４ページつづりになっております。

そのほか資料２でございます。こちらは、資料１にもちょっと関係してございますので、令和５年度の美里町要保護児童の状況というところで数字の掲載しているものを配らせていただいております。

それでは、こちらの資料に沿いまして御説明申し上げます。

まず、資料１になります。

子ども家庭課、子どもの貧困対策関連事業概要です。こちらは、今行っております子ども家庭課としての事業を掲載しております。

まず最初に、子育て世帯の経済的負担の軽減を担う事業といたしまして、小学校入学給付金支給事業、こちらは少子化対策の一環として第３子以降の子に対して給付するものでございます。

事業内容といたしましては、第３子以降、今申し上げたとおり３子以降のお子さんが対象になる給付金でございます。

支給金額につきましては、第３子以降、子供１人につき３万円を支給しております。

所得制限については、こちらはございません。

給付実績です。給付実績につきましては、令和４年度は２２人、６６万円を支給しております。令和５年度につきましてはまだ、今年の３月かな、（「２月です」の声あり）２月から３月に支給する予定でございます。

続きまして、児童手当給付事業でございます。こちらは、児童手当法に基づきまして、年齢

区分によって、6月、10月、2月に4か月分支給するものでございます。

支給金額につきましては、3歳未満子供を養育する父母等に1人につき月額1万5,000円、3歳から小学校修了前までの子供を養育する父母等には、第1子、第2子につきましては月額1万円、第3子以降につきましては月額1万5,000円、中学校の子供を養育する父母等、こちらにつきましては1人につき月1万円、所得制限に該当する父母等、こちらは特例給付といたしまして1人につき月額5,000円となっております。こちらは児童手当法に基づいて支給しておりますので、所得制限はあるような形になります。

そちらの下の給付実績になります。こちらは令和4年度の給付実績と令和5年度10月期に支給している分の支給実績になっております。

続きまして、児童扶養手当給付事業・特別児童扶養手当給付事業、こちらは県の事業となっております。給付については県が給付していると、町は受付をしているというような形になります。

事業内容です。

児童扶養手当につきましては、独り親で児童を養育している者に支給するものです。特別児童扶養手当は、障害を持った児童を養育している者に支給するということです。

支給額につきましては、児童扶養手当月額4万3,160円、こちらは全部支給する場合の金額です。続いて、隣にあるのが一部支給といたしまして、所得に応じて金額がちょっと上下するというような形で、4万3,150円から1万180円の間で支給をするということです。

続いて特別児童扶養手当です。こちらは月額、1級の方については5万2,500円、2級の方については3万4,970円を支給しております。

こちらについては、所得制限があります。

美里町での受給者数です。令和5年10月現在ではありますが、児童扶養手当につきましては10月現在で190人。190人の内訳についてです。内訳が、全部支給が80人、一部支給が80人、全部停止といたしまして、申請はしているんですが所得の制限がかかりまして全部停止されているという方が30人。次に、特別児童扶養手当です。町全体では45人、全部支給が41人、全部停止が4人ということになっております。

続きまして、2ページ目になります。

子ども医療費助成事業になります。こちらにつきましては、内容といたしましては、18歳に達する年度の末日までの子供に係る医療費のうち、国民健康保険法または規則で定める社会保険各法に定める一部負担金について、助成対象者の保護者に助成するものでございます。ただ

し、こちらの部分については入院時の食事療養費を除いております。

こちらは、所得制限はございません。

支給実績です。令和４年度の支給実績を載せております。こちらは、国民健康保険、社会保険、それぞれ分けた件数ごと助成額というような形で掲載させております。

表の一番下を御覧いただきますと、令和５年度９月審査分が直近の支払い日になっておりますので、そちらの分の合計がこの4,967万8,959円というような形になっております。４年度につきましては6,290万2,843円というような形になります。こちらは、令和４年度から16歳から18歳までの医療費を拡充して支給している状況でございます。

続きまして、母子父子家庭医療費助成事業でございます。

こちらの事業内容といたしましては、独り親及び養育者ですね、こちらに今18歳に達する年度の末日までに係る医療費を助成するものでございます。こちらは全部支給ではございませんで、１件につき支払った医療費の自己負担額、通院費につきましては1,000円、入院につきましては2,000円を引いた金額を助成するという制度でございます。

こちらも所得制限はあります。

助成実績です。令和４年度につきましては、入院が６件、通院が941件、合わせまして261万4,052円を支給しております。令和５年度につきましては、子ども医療費と同じように９月審査分まで出しておりますしてトータルが152万9,304円となっております。

続きまして、子育て世帯への臨時特例給付金事業です。これは、令和３年度、令和４年度、こちらで２年度でやっているものです。

事業内容です。こちらは、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金となっております。

３ページを御覧ください。

給付対象です。こちらは、令和３年９月分の児童手当本則給付の受給者が対象です。あとは、平成15年４月２日から平成18年４月１日までに生まれた児童を養育している者ということで、こちらは高校生ですね、高校生が対象になっています。

給付額につきましては、児童１人につき10万円。

給付実績が、令和３年度につきましては3,226人分、金額にしますと３億2,260万円を支給しております。続いて、令和４年度です。こちらは３人となっておりますが、本来であれば３年度に受け取るべきだった方があったんですが、特別な事情があつて３年度中に申請ができなかった方、この方が３名ございましたので、こちらのほうに支給しているというような形になり

ます。

続いて、子育て世帯生活支援特別給付金事業です。こちらは令和4年度のための事業になります。

事業内容につきましては、コロナによる影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得者の子育て世帯を支援する給付金となっております。

給付対象でございます。まず町民税非課税である児童手当または特別児童扶養手当の受給者が対象です。あとは、町民税非課税であり令和4年3月31日時点で平成16年4月2日から19歳までの方、これも高校生となります。続いて、新型コロナウイルスの影響によって家計が急変し、収入が町民税非課税である者と同様まで減少した者が対象になったものになっております。

給付額です。こちらにつきましては、1人につき5万円。

給付実績は123人、給付額といたしまして615万円を給付しております。

続いて、子育て世帯生活支援特別給付金事業。こちらは令和4年度と名前は一緒なんです、やっている内容が変わってきております。

こちらが、事業内容といたしましては、低所得の子育て世帯が食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している者、このような食費等の物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するというようなことになります。こちら令和4年度につきましては新型コロナの影響ということで、今回につきましては物価高騰で家計が悪化している方が対象になってくるといったような形になります。

給付対象です。こちらは、令和4年度に1回、先ほど御説明したような給付金をもらった方についてはそのまま何も手続をしなくてももらえるというようになります。そのほか、令和5年3月31日で18歳未満の児童をお持ちの方が、物価高騰等で家計が急変した方については支給しているという形です。

給付額につきましては、令和4年に出したものと同一5万円となっております。

給付実績については、122人、610万円を10月1日現在では支給しているという形になります。

続いて、今度は、今までは給付のお話でしたが、次にしているのは事業の関係です。

こちら要保護児童対策地域協議会運営、それと伴いまして子ども家庭総合支援拠点事業、こちらの事業内容です。

要保護児童対策地域協議会運営につきましては、代表者会議（年1回）、実務者会議（年6回）、個別ケース会議、こちらは案件が上がってきたときに随時実施しております。こちらは、

保護を必要とする児童の早期発見及び適切な保護、または要支援児童もしくは特定妊婦への支援につなげております。

子ども家庭総合支援拠点事業です。

子ども及び、その保護者並びに特定妊婦等の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ調査及び指導を行うとともに、その必要な支援に係る業務を適切に行うということが内容になっております。

支援対象です。要保護児童につきましては、要保護児童及び要支援児童、特定妊婦が支援対象となっております。子ども家庭総合支援事業につきましては、18歳までの全ての子供とその家庭及び妊産婦が対象となっております。

令和4年度の要保護児童等の状況及び相談件数です。こちらが令和4年度の数字になっております。

要保護児童の状況です。こちらについては、中学校区ごとに年齢別にカウントしている部分でございます。小牛田中学校につきましては、人数にいたしまして19人、世帯数では9世帯、不動堂中学校区では34人で16世帯、南郷中学校区では16人に9世帯というような形で要保護の状況を把握しております。

続きまして、相談種別です。こちらは、それぞれ中学校区でカウントしている人数の相談の区分になっております。こちらは、養護相談と性格行動相談、不登校相談、その他の相談というような形で種別別でカウントしております。養護相談につきましては47件、性格行動相談については2件、不登校相談については1件、その他の相談といたしましては19件、19件といえますか、人ですかね。17人、2人、1人、19人というような相談種別になっております。

続いて、養護相談の内訳です。こちらについては、相談種別の一番上の養護相談、こちらのほうが今で言われる虐待の相談というような形になりますので、そちらの内訳を掲載しております。

相談種別にいたしましては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトというところで相談の件数を載せております。こちらについては、令和3年度と令和4年度の相談の内訳を掲載させていただいております。こちらを見ますと小学校の相談件数が多くて、その中で一番多いのが、令和4年度で言いますと身体的虐待が10件というところですかね、これが多くなっている。あとネグレクトもちょっと多くなっているというところがございます。こちらについては、今、令和4年度から子ども家庭総合支援拠点事業が始まっておりますので、こちらについての中身的には、下の米印がありますが、貧困状態にある家庭等から相談があっ

た場合については、関係機関と連携し、利用できる公的支援制度や美里町の社協のフードバンクサービス、あとはみさとひまわり食堂の会が運営するみさとひまわり食堂等を紹介しながらやっているというところがございます。

先ほど申し上げました資料2を見ていただくと、こちらは令和5年の、先ほど申し上げた種別ですね、まず年齢の部分とあと相談種別まで載せております。これは、10月1日現在の数字になっております。こちらを見ますと、令和4年度で養護相談が47件、これは年間の数字でございますが、10月1日現在では養護相談が23件来ているというところでございます。人数につきましても、こちらは令和4年からも引き続きというものがございますが、令和4年ですと69人だったところが今の段階では30人というところでございます。

以上が資料の説明になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（柳田政喜君） ありがとうございます。大変、細かい資料を作っていただき、本当にありがとうございます。

私たち教育、民生としては興味ある部分がすごいありまして、いろいろ質問等したい方、皆さん質問等あると思いますけれども、今回、あくまで今回のテーマであります貧困と食事についての関連するもの全てこういうふうに資料として出してもらっていますけれども、あまり脱線することなく、貧困と食事のほうで興味ある部分の、ほかの部分もちょっとありますけれども、そこに絞って質問していきたいと思いますけれども、よろしいですか。皆さんよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、それで進めさせていただきます。

ただいま御説明いただきました件でテーマに沿って、ここの部分もうちょっと聞きたいな、もしくはこの部分ちょっとどういうことなんですかということで聞きたいことありましたら、質問をしていきたいと思います。質問ございませんか。急だったので、まだちょっと整理できてないと思いますけれども。平吹委員。

○委員（平吹俊雄君） 3ページのところちょっと、低所得の子育て世帯というのは、低所得ってどのくらいなんですか。

○委員長（柳田政喜君） 低所得の基準ですか。

○子ども家庭課課長補佐兼係長（伊藤 恵君） それでは、お答えします。

低所得の世帯というのは、おおむね非課税世帯というところで、はい。

○委員長（柳田政喜君） 国とか県の事業に関しても、非課税世帯と同等という形ですね。

○子ども家庭課課長補佐兼係長（伊藤 恵君） そうですね。昨年、令和4年度と令和5年度の

ちょっと違うところが、令和５年度の給付金については令和４年度対象だった世帯は全部一律給付するというものがありまして、昨年度対象で今年度、令和４年度が非課税で令和５年度課税だったとしても、今年の５月に支給した分については全員分入ってくるという形になります。それ以降、令和５年１月以降に家計が急変したという場合については、非課税と同等の所得水準にあると認められれば支給されるという形になります。

以上です。

○委員長（柳田政喜君）　じゃ広く前年度対象者は全員で、それで拾えない部分は拾えるような手だてがしてあるということですね。

○子ども家庭課課長補佐兼係長（伊藤　恵君）　そうですね。広報等などでＰＲしておりまして、申請していただくことが条件になりますが支給はされるという形になります。

○委員長（柳田政喜君）　ありがとうございます。

ほかにございませんか。（「いいですか」の声あり）鈴木委員。

○委員（鈴木恵悦君）　ちょっと勉強不足なので教えていただきたいんですが、ネグレクトってこれはどういうものなんですか。４ページの表にありますね、虐待の。

○子ども家庭課課長補佐兼係長（伊藤　恵君）　お答えします。

ネグレクトというのは、親が子供を、何ですかね、育児放棄という表現になりますかね。（「分かりました。もう一点いいですか」の声あり）

○委員長（柳田政喜君）　鈴木委員。

○委員（鈴木恵悦君）　いろいろ事業展開されてやってらっしゃるんですけども、１ページからですね。この中で町の単独、町独自の事業というのはどれになりますか。国県がほとんど、町独自のやつもあるんですか。ない。

○子ども家庭課課長（齊藤　眞君）　町単独というものは特にはないんですが、強いて言うならば子ども医療費の関係で、子ども医療費が就学前までについては県補助が入ってくるんですが、それ以降については町の単独の事業になっております。（「小学校から中学校まで」の声あり）高校まで、小学校から高校までは町単独。はい。

○委員長（柳田政喜君）　休憩いたします。

午後１時５２分　休憩

午後１時５７分　再開

○委員長（柳田政喜君）　再開いたします。

吉田委員。

○委員（吉田二郎君） 資料、ちょっといいですね。ちょっと要保護児童の相談件数ね、令和5年度を見たら、おお、随分減ったなと思ったんだけど、まだ年度途中だからこの数字だと思うんだけど、いろいろ内容の相談に行くのは親御さんだけなのか、あるいは民生委員さんとか区長さんとか、それに携わっているというか、方々の身内とかとあるんでしょうか。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） こちらの件数につきましては、あくまで、あくまで保護者が対象になります。保護者と児童生徒ですね。

○委員（吉田二郎君） 分かりました。これは、直接子ども家庭課さん前に行って相談を受けたとか、あるいは電話とか、そういうのをみんな混ぜての件数。電話はないとか。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 当然、面談をするというケースと、あとは電話による相談もあるというような形ですね。

○委員（吉田二郎君） 相談内容でいろいろアドバイスしたり、乗ってあげて全て解決するということもあり得ない、あり得れば最高のものだけでも、その状況とはどういう。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 1度ケースに上がりますと最低6か月は経過を見るというような形になりますので、それを見て何もなければ終結というような形になりますので、ケース的にはずっと続いていくと。見守りになりますが、ある程度の時期を置いて連絡を取って、何もその後ないですかとか、良好ですかというような確認をしながらやっているというようなケースになります。

今、件数と申し上げましたが、こちらは、そのケースが、例えば養護相談で、虐待でいいますと身体的虐待で1つのケースになれば、それが1というような形になりますので、その中で、例えば電話での連絡というふうにカウントするとすごい数になっちゃうので、あくまでもケースというような形の件数表記となっております。

○委員（吉田二郎君） 今6か月と、いわゆる観察期間というか、そういう状況を見るというんだけど、これ年齢、3歳未満とかずっと13歳まで関係なく、それは6か月間という決まりというか、そういうのももちろんあるんだかどうか。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） あくまでも18歳までのお子さんが対象になってきますので、18歳を過ぎますと自動的に終結というような形に、成人になるということで終結という形になります。

○委員（吉田二郎君） じゃあ、3歳未満もずっと、それは18歳未満というか、その年度は6か月変わらないわけですね。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君）　そうですね。そこまでの年齢については関係ないんですが、あくまでもそれが少し落ちついていても、やはり年齢が低いので、いや、これは重要度が高いとかとなっていくますと、6か月じゃなくてももうちょっと延ばしていくというのはあるかもしれません。（「ケースだよね」の声あり）

○委員（吉田二郎君）　ありがとうございます。

○委員長（柳田政喜君）　鈴木委員。

○委員（鈴木恵悦君）　先ほどもお聞きしましたネグレクトがですね、4ページね。令和4年で22件になっていますけれども、これ、いわゆる先ほどの説明だと育児放棄ということですね。そうすると我々の、この委員会のテーマでもある貧困と食事ね、特にその食事、こういう育児放棄ということは、食事ができないとか、作ってもらえないとかそういうものに結びつくのかなとちょっと思ったんですけれども、実態は具体的にどうといういろいろな差し障りもあるかもしれませんけれども、知っているところで教えていただけることは大丈夫でしょうかね。

○委員長（柳田政喜君）　休憩いたします。

午後2時02分　休憩

午後2時06分　再開

○委員長（柳田政喜君）　再開いたします。

平吹委員。

○委員（平吹俊雄君）　令和4年度から、いわゆる子ども家庭総合支援拠点事業が始まったわけですが、それで要保護児童の最後にあります資料2の状況、相談種別を見るんですけれども、これはやっぱり、この数字というのは、要保護児童対策地域協議会から、あるいは、子ども家庭総合支援拠点に相談した方々のこういう相談内容になっているんですか。それとも、個人的あるいは集落からそういう相談を受けた場合の、内容、数字なんですか、この資料2の数字は。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君）　こちらの資料の数字でございますが、こちらの件数については相談件数になるんですが、こちらについては令和4年度から引き続いているケースもございますし、新たに相談があつてなったケースもございます。一番多いのは、学校さんとかからの情報をいただいたケースと、面談をしてケースになるというようなところも結構多くなつてきております。学校さん、幼稚園、保育所等ですね。こちらのほうからの情報提供があつての相談と、あとは警察からも当然来ますし、児童相談所からも来るといふような形で多岐にわたつて相談が入ってくるというところです。

○委員長（柳田政喜君） いいですか。（「もう一つ」の声あり）はい。

○委員（平吹俊雄君） 分かりました。

それで、この子ども家庭総合支援拠点事業ということで支援室あるんですよね。支援室があって、我々も現調に行ってその担当の方々がいろいろと相談相手に来ますよという話だったんですが、それで、この貧困の関係で、議会懇談会で、やっぱりそういうところがあれば、もう少し紹介というか、周知とかやったらいいんでねえのかなあという話も受けたんですけども、逆にあんまり広めると、何ですかね、そういう方々に対してのこだわりが出てくるのかなというようなことでちょっと難しいねという話はしたんですけども、その辺どのように考えているのでしょうか。周知というか、こういう支援室がありますよということに対しての考え方。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 周知の方法というなお話かと思うんですが、実は町の広報紙には相談、何ていうんですかね、町の例えば行政相談だったり、そういったところのスペースには相談できますよというように形で載せてはおります。なので、大々的にアピールというところは特に考えてなくて、なおさら、うちのスタッフ3人おるんですが、やはり結構まめに学校のほうに行って面談とかというのはしていきますので、あまり大々的にやってしまいますと、またあの人来た、またあの人来たとかとなっちゃうと、その方々についても心狭くなってくるのかなというのがございまして、なかなかオープン、オープンといいますか、大きく宣伝はできないんじゃないかなとは考えております。

○委員長（柳田政喜君） 平吹委員。

○委員（平吹俊雄君） やっぱりそうなんですね。公にやっぱり知られるということに対しては、やっぱりそういう方々は拒絶感あると思うので大変難しいところかなと思っているんですが。逆に支援している支援員かな、そういう方々は本当に大変だなと思うんですが、その辺は。私から何て言ったらいいかよく分かんないので、どのような、指導ということはないんだけども相談、彼女たちとの相談というのはどのようにしているのか、その辺。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 支援室がございまして、当然新しくケースが出る場合については課内で受理会議というものを実施します。その中で、緊急性があるものとかそういったものについてはケースとして認定をして、そのまま継続で見えていきたいと思いますというようなケース会議もしております。あとは、健康福祉課とも連携しておりまして、健康福祉課とも併せて一緒に受理会議を開催しているというような形になっています。

今いる職員ですが、こちらは町の職員のOBでございまして、皆さんも御存じかと思いますが保育士と保健師がおるような状況です。子供たちに接するところのプロフェッショナルでござ

ございますので、そのようなことで任せてやっていただいているというような状況でございます。（「難しいね」「難しい」の声あり）

○委員長（柳田政喜君） 平吹委員。

○委員（平吹俊雄君） 私から言えるのは、やはり今言ったそういう子供ね、緊急を要する子供とか、そういう捉え方ですね。それを分からないように指導していくとか、相談を受けていくということなんですけれども、その辺やっぱり、充実といたらちょっと語弊になるか分かりませんが、発見するということについて、これからその辺いろいろと方法があるかと思いますが、やっぱり最後には子供がそういう状況にならないということも大事だと思いますので、その辺よろしく御指導をお願いしたいと思います。

○委員長（柳田政喜君） ほかにございませんか。じゃ、副委員長。

○副委員長（伊藤牧世君） すみません。まずは3ページにあります要保護児童対策地域協議会運営と子ども家庭総合支援拠点事業の関係性というか、内容的には相談窓口が多分拠点事業の中で受けているところになるのかと思うんですが、運営協議会の中で、多分ケース会議とかそういう代表者会議、いろんな会議をされているというところで、その辺り、情報とかを共有しているのか、または会議として一緒に参加されているとかそういったところを教えていただければと思います。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） ただいまの御質問ですが、要保護児童対策地域協議会なんですが、こちらの事務局が子ども家庭総合支援拠点の職員になっておりますので、こちらが運営をしているというような形です。

なお、代表者会議につきましては各関係団体の長の方の会議でございます。その下の実務者会議というのが、そこで担当する、例えば学校の先生だったり、あとは児童相談所の職員だったり、その下の職員が対応する実務者会議でございます。

個別ケースにつきましては、その都度行われる、例えば、小学校でこういうことがあったといえ、その小学校に出向いてケース会議をするというような形になっております。

○副委員長（伊藤牧世君） ありがとうございます。

それでは、先ほど来、例えば相談のところがどういった形で行われているのかという話があったんですが、そういったのを把握するために、例えば学校等、学校や幼稚園、保育所、警察、児相からも相談が来ているという話を受けたんですけれども、何だろう、相談を受けるというネットワークというか、そういったものを構築されているのか、それともたまたま幼稚園から来ました、保育所から来ましたという形なのか、何かあったらこちらのほうにそういった情

報を下さいというものを確立されているのか、お願いします。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 今の御質問ですが、そういったケースがございますと、うちの子ども家庭総合支援拠点室に電話をいただくような形になっております。小学校、中学校、高校からは、あまりないんですが、来ることは来るんですが、一番多いのはやはり小学校、中学校、幼稚園というところの部分から通告が来るというところは多いです。

○副委員長（伊藤牧世君） それらの学校等からの連絡のほかにも個別で来ているところも全て相談を一気に受けているという形になるのでしょうか。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） そのとおりでございます。

○副委員長（伊藤牧世君） ありがとうございます。

ただ3名というところではすごく足りないんじゃないかなというような量かなと思って、こんなにいるのかとちょっと今日はびっくりしてしまったんですけども、まだ大小を含めればもっとあるのかというところもあるかと思いますが、その中でも先ほど来のネグレクトに関してなんですが、要はゼロ歳から就学前ですか、そちらのほうに関してもというところでの把握とか、もしかしたら保育所からとかというところがあるのか、こういった形でその状況というのが分かってくるのかがちょっと分からなかったのをお願いします。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 今の御質問ですが、ネグレクトについて先ほど伊藤から説明がありましたが、やはり衣服の汚れとかが目立つお子さんがいるというところで学校さんのほうから心配ですというようなお話を受けるというところが多いところでございます。それに繋がって、やはり食事面がどうなんだとかというところまで発展していくというところが多くなっているというところでございます。

○副委員長（伊藤牧世君） 小学生以上になると意思表示とか、食べた、食べてないというのはできるかと思うんですけども、そういったところでやはりちょっと難しいのかなといったのが、そういった自分で行動を起こせない年齢に対する育児放棄というところが怖いかなと。今回、食事に関してお聞きしたいんですけども、やはりいろいろな実態調査で、朝食を食べているといっても中身が問題があったりとか、食べていないで学校等に登校しているというところでは学校からの連絡とか情報とかアンケートとかがそちらも共有されているのか、そちらは教育委員会部局になるかと思うんですけども。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 教育委員会からアンケートの結果が子ども家庭課にも来ているのかという部分ですが、ちょっと私の知る限りではその情報は来っていないのかなという部分があります。過去にはもしかするとあったのかもしれませんが、ちょっと私になってからは

そういったものではなくて、やはり先生が気づいて、ちょっと毎日同じ服を着ているねとかというところで気になってこちらに通告をいただくというケースが多くなっているのかなというふうになります。

○副委員長（伊藤牧世君） 平成30年に多分、美里町の子どもの生活に関する実態調査という、いろんなところの方面で行ったものを基にして今回の第2期美里町子ども・子育て支援計画事業を行っていると思われるんですね。そういった中で御飯についてというところで、例えば、アンケートの内容からいくと、例えば子ども食堂があったら使いますかから始まって、朝御飯食べましたかとかそういったものがあるんですけども、やはりこういうところ、何か非常に関係性があるのかなと思ったので、また追いかけていって、当時はこうだけれども現在はどれぐらいというところを、こちらのほうが多分、町全体で子供の貧困とかそういったところを踏まえながらのデータになっているので、なかなかまた改めて取るということはできないと思うんですけども、部分的なもので追っかけられるものもあるのかなと思ったんですが、そういったところは、例えば教育委員会とか、そういったところと連携とか図れないのかなと思うんですけども、こういった状況なのか。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） そうですね、今委員さんおっしゃったとおりですね。平成29年に実態調査は子ども家庭課でさせていただいてはおります。その後、やはり本来であれば、定点観測というような形で何度かアンケートをしてというのものもあるんですが、やはり今回、再来年ですね、改正期でございます。そのところでアンケートを実施するのかもしれないのかというところもございまして、なかなか国でも、内容といいますか、計画に対しての内容がまだ示されていない状況でございますので、それを見ながらアンケートを実施するのかもしれないのかというのは決めていきたいと思っております。なおさら貧困に関することも今度は明記しなければならないようになって来ていますので、それもちょうと加味しながら今後進めていきたいと思っております。（「最後にします」の声あり）

○委員長（柳田政喜君） どうぞ。いや、せっかくだから聞きたいこと聞いたほうがいいよ。

○副委員長（伊藤牧世君） ネグレクト、食事の関係なんですけれども、そこで情報を得て、多分今、この子ども家庭総合支援拠点室からいろいろなところに、じゃあ、社協のここがいいかなというところでコーディネートを取ってくれているのかなと思っています。その中で、例えばフードバンクと子ども食堂だけでなく、多分小学生以上になると自力で食べるというところの手段というので、こちらはちょっとこういった事業とは関係なくて、ほかの地域のお母さんたちとかと話しているところで、まずは御飯を食べれる、家に食材がない場合は別として、あ

っても作ってもらえないのであれば、子供たちにまずは炊くこととか御飯を食べるということ
をさせたほうがいいよねというのが上がって、そういったことを話したときもあるんですけれ
ども、そういった意味で自立させるというか、本来であれば保護者というところがあるかもし
れないんですけれども、まず食べるということに関して自分で食べていくんだよということを
教えるという機会が必要じゃないかという話があったんですが、そういったところとか、そう
いった、何か社協さんでのその2点以外何かあるか、ありましたらお願いします。

○委員長（柳田政喜君） 例えば母子父子家庭の事業で親子料理教室とかやって、例えば子供さ
んにも料理することを覚えてもらって、親御さんがいないとき、子供さんがちょっと興味を持
ってやってみるというきっかけをつくったりとかそういうのもあるのかなと思うので。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 町としてはやったことはないんですが、県の事業でそうい
った母子世帯とか父子家庭に対して、そういった事業が企画されることはたまにあるんですね。
そういった場合については、うちとしましては、県からチラシ等が届いてきますので、それを
児童扶養手当をもらっている方について更新時期に、毎年1回あるんですが、それに合わせて
チラシを入れてこういうのがありますよという周知はさせていただいております。

○委員長（柳田政喜君） ほかにございますか。村松委員はよろしいですか。

では、私からちょっとお聞きします。ちょっと繰り返しになっちゃうかもしれないですけれ
ども、まず要保護児童対策地域協議会運営の中で実務者会議ということで、そういう現場の、
実際に働いている人たちの会議があるというのが年6回あるということですから、ここっ
て、この会議に参加している方というのはどういう方たちでしたっけ。これに、例えば、社協
さんとか、あと、そういうボランティア団体さんは入ってないですもんね、当然ね。先生とか、
そういう方々たちですよ。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 実務者会議につきましては、中学校区ごとにやります。例
えば、小牛田中学校区、不動堂中学校区、南郷中学校区にそれが年2回やりますので、1地区
2回で計6回。

○委員長（柳田政喜君） 中学校区だと3校で年2回ですね。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 年2回で3つあるので、6回開催していると。その中の構
成員が、その児童に関係している学校の先生だったり、あとは社協の職員も出席します。

○委員長（柳田政喜君） しているんですね。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） しています。あとは児相からも来ていますし、あとは宮城
県の北部保健事務所からも来ています。あとは警察ですね。警察も入って、そのケースごとに

どういう支援をしていくかという会議は開催させていただきます。

○委員長（柳田政喜君） その場合の支援というのは、実際にもうその地域で今こういう相談があり、具体的なことは言えないんでしょうけれどもあんまりね。それとも、個別ごとにこの人がどうしているかとか全部相談するんですか。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 実際は中学校区で関係している方を対象に、例えば、学校の先生だったり、例えばその、特に高校の先生なんですけど、高校の先生ですと高校を一番初めに持ってきて、この人終わったら退席するというような形で、全員の中身を分かるというところは、やはり児相だったり警察だったりというところは全部把握しますが、ほかの部分については、その対象の人が終われば退席をしていただくと（「そういうような形でやっているんだ」の声あり）というような形でやっています。

○委員長（柳田政喜君） 分かりました。じゃあ、そこで具体的にどのようなことが、どのような支援をしていくかというのは全て相談して決めているということなんですね。なるほど。（「いいですか」の声あり）いいですよ、そのほうが。じゃ、村松委員から聞いてもらって。村松委員どうぞ。

○委員（村松秀雄君） 4ページが一番下のひまわり食堂さんなんですけれども、括弧書きに食材配送と、などだから食材配送と提供をやっているということで配送もされているんですか。フードバンクでなくて社協のほうでなくて、その辺教えてください。

○子ども家庭課課長補佐兼係長（伊藤 恵君） ひまわり食堂さんを開催しているところが駅東の社協さんと同じ場所を拠点にしております、食材の都合をつけているかどうかちょっと把握していないんですけれども、配送はしているとのことでした。御家庭まで、それぞれ登録会員さんの御家庭まで食材の配送をしていると伺っています。

○委員長（柳田政喜君） 休憩します。

午後2時29分 休憩

午後2時32分 再開

○委員長（柳田政喜君） 再開いたします。

村松委員。

○委員（村松秀雄君） ひまわり食堂さんは配達メインだということなんですけど、今コロナの関係でと聞きました。そういう食材を集めるというのは、ひまわりの会の方が、何人いらっしゃるかわかりませんが、その方たちが持ち寄ってという形になるわけでしょうからね。

ただどこも補助を受けて、町の補助も何も、社協さんの補助もないということですけれども、そういう形で自分たちで食材を集めて仕分しながら配達をされてという形になっているわけですね。

○子ども家庭課課長補佐兼係長（伊藤 恵君） こちらの団体が民間のボランティア団体ということで、町でどのように収入、支出を把握しておりませんで大変申し訳ありません。どのようにされているのが、今ちょっとお答えできないところなんです。

○委員長（柳田政喜君） よろしいですか。ボランティアなので。あくまで把握してないということなので。

○委員（村松秀雄君） それはいい。把握してなければしてないでいいです。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（柳田政喜君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。じゃ、私続きやってよろしいですか。

それと、もう一つ聞きたかったのは、そういう実務者会議で、社協さんとか、そういう団体とお話しできているということなんですけれども、やっぱりさっき副委員長とかみんなも聞きましたけれども、横のつながりとして、そういう方々にどのようにみんなで対応していくかということがどこまで話できるのかな、その案件ごとだったら、この実務者会議で、この子に対してはみんなでこうしましょうという話できると思うんだけど、町全体としてこういう方たち出てきたらどうしていきましょうというようなそういう提案をどこでどのようにして対応していこうというような話合いをしているのかなというのが、もうちょっと全体的な部分。（「難しいけれどもな」の声あり）

要は、例えば今、子ども家庭総合支援拠点事業というんですか、こういうところが窓口ができて、そういう窓口が、例えば子ども家庭から離れて一本化して、逆にそこがまとめてになって、そういうボランティア団体だったりのところを、実際にそういうつながりを持っていて、総合的にそういう全体的なボランティア団体を含めても面倒見てやっていこうというのがやっているのは、私たちが視察研修に行ったところなんです。それで、そこでそういうボランティアの人たちも育成するようなこともしてあって、みんなでやっていくよと、会議を設けてやっていっていきますよという形でやってきているんで、そういう部分を何とか、面倒を見る分というのは今の時点ではまだ足掛かりとしてやっとこれができたらいいのかなと思ったんですけれども。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 今の段階でなんです、やはり横のつながりといいますと、

町全体でとなりますと、やはりうちのこちらの支援拠点と、あとは健康福祉課の母子関係の部分がメインに動いています。なおさら横のつながりということで、先ほど来お話ししていましたが、学校さんだったり、あとは、そういった社協さん、警察、児相とかがつながっておりまして、あと中にはお子さんの通っている放課後デイとかそういったところともつながりはございます。当然、実務者会議の中でも放課後デイの生活、どのような生活をしているかとかというもお話を聞く場面もございますので、そういった方ともつながっておりますし、なかなかボランティアグループという形になりますと、ちょっとやはり、これは個人情報がかかなり高い部分がございますので、そこにつなげていいのかという部分が特殊なケースになってくるので、これも判断がしかねる部分なので、そこで育成をしてそこにみんなつなげていくというのもなかなか難しいのかなと考えてございます。

○委員長（柳田政喜君） そうなんですよ。だから課長の言うとおりの、大都市だったら、正直言って隣の地区の何とかさんといったって誰だか分かんないですよ。ここは隣部落の何とかさんの孫で皆通用しますから、そういうことが全部知れてしまったりすると、やっぱりその秘匿性というか何というか、その辺はちょっと必要になってくるのかなとは思いますがね。ただそういうところを意識すると、発見、対応ができなくなってくる部分もあると思うのね。あとはボランティア団体のつながりどうしているのかなというのが今私たちが今考えているところなんですけれども、分かりました。

それで、あと要保護児童の状況のほうで、ちょっと聞いた中で私、確認なんですけれども、学校からとかそういう現場から直接こういう子供がいますよという形の通報でこういう相談になっていると思うんですけども、今、全国的には、いわゆる貧困というやつだと相対的に貧困のほうが強くて、限界よりちょっとだけ下がったような貧困の人たち、隠すじゃないですか。服汚れている、同じ服毎日着ているというのは、もう極端な貧困になってくると思うんですね。だから、ちょっとレベル下がった貧困状況で、それがその子の将来に影響してくるということは十分あり得るんです。例えば、昔の農家だったら農家の長男は大学まで行かなくていいからと、もう、すぐ家を継げやみたいな感じだったり、あと子供たちも強がって大学なんか行かなくていいよだったりして、もう既にその時点で諦めていたりするわけですよ。そういうちょっとした部分というのが、やっぱり掘り起こすことがなかなか難しいと思うんですね。そういうところというのは、今のところ探す方法が難しいとは思いますが、どう考えていますかね。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） そうですね。貧困という定義も様々ありますので、やはり

我々が、例えば見れるところで言いますと所得の階層とかですと把握はできるんですが、それが一概にもう貧困につながるというのはまずありませんで、やはりその方々が苦しいと思えば貧困につながるのかなという部分があります。中には、お金もそこそこ持っている方で、うちは全然ないんだと言う方もいますし、そこは一概に貧困だという捉えにはならないのかなという部分がありまして、その貧困を捉えるというところが非常にちょっと我々としても難しい部分です。なおさら、こういった形であなたは貧困ですねとも言えないですし、というところがやはり難しいのかなという部分があって、やっぱり数字で出れば一番いいんですが、そこがちょっと我々も苦慮しているところです。

○委員長（柳田政喜君） 本当、線引きね。線を引いて、そこから爪先出たら貧困ですよとか、かかとまで出なければ貧困ならないからとかと決まっていればいいですよ。バレーボールのボールがライン上にあったかどうかとそんなレベルだったらいいんですけれどもね。本当に難しいことだと思います。ただ本当にそういう我慢している子供たち、さっき課長さん言ったとおり、お金あっても親が自分にしか使わなければ子供は貧困なんですよ。そういう部分でなかなか難しく、そういうものを、さっき言ったとおり、うちらも発掘していてもいいものなのかどうなのかというのは、さっき言った、どこどこのお孫さん、どこどこに住んでいて貧困になったんだとさとか言われるのを考えると難しい部分もあるのかなと。だから、私たち視察研修行ったところでは、そういうマニュアルというのを区長さんとあと民生委員だったかな、に配って、気づきマニュアルというのを配って、それに該当する子供がいるなあと思ったら教えてくださいというようなマニュアルを配っているんですよ。それ、いいなと思ったんだけど、いろんなみんなの話を聞いているうちに、この地区でそれをやっていいのかなという思いもありますし。（「逆に、情報の取り方としてはいいけれども、じゃあ人のプライバシーにずかずか入っていったいいんですかという思いも出てくるよね」の声あり）と今感じたところです。

ありがとうございます。どうですか、皆さん今までの流れを聞いて、大体。平吹委員。

○委員（平吹俊雄君） この貧困というのは、大変どのように今把握したらいいのかという大変難しいところがあるんですが、昨年立ち上げたその支援室ですね。これをやっぱり、我々研修に行った富士見市がこういう、何ていうの、漫画化したようなこういうパンフレットで親しみやすいネーミングになっているのね。だから、この支援室を、これから実務者会議があらうかと思えますけれども、そういう親しみやすく相談しやすいようなそういうネーミングにしたら。ちょっと支援室だと何か固い、窮屈な感じになるので、その辺、いろいろ提案してみたら

どうかなと思うんですが、その辺。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） ただいまの御意見ですが、やはり確かに固いイメージはあるのかなという部分はあります。なおさら場所も、今は子ども家庭課の隣にございまして、中に入っていただくと見ていただいたと思うんですが子供が遊べるスペースとかも準備している状況です。名前を、親しみやすい名前というところも御提案いただいていますので、ちょっと課内でもそういった話を出して、何かいいものがあるのであればそういったものにしていきたいと思います。なおさら結構御相談に来る方は、やはり1人で来る方もいますし、お子さん連れてくる方もいますので、その部分については、子ども総合拠点室に行こうとかというのも何かおかしい、おかしいというか固いものがあるので、そういった親しみやすい名前もありなのかなと考えてございますので、そちらちょっと検討させていただきたいと思っております。

○委員長（柳田政喜君） あまりここで提案されると、私たち提言することなくなるのであんまりしないでください。でも、もし提言する際に、そういう部分もあると思いますので。

ほかにございませんか。吉田委員。

○委員（吉田二郎君） 私、先ほど課長さんがお話しされた貧困というのはなかなか奥深いというか、難しいものがいっぱいあるかと思いますけれども、ちょっと第2期の美里町の子ども・子育て支援事業計画、ちょっと私も見させてもらいました。全て見るわけじゃないんですけども、ここに、ページ50ページに4として子どもの貧困対策の推進というのが書かれていました。今のやっている事業と絡み合って書いてくれたものだと思いますけれども、貧困というのは食べるだけじゃなくて、職業の貧困とか、教育の貧困とかってあるよと、私もこの子供の貧困から少し入っていったらなるほどなど。教育でも、これは学校関係だけだったけれども、大学に能力があっても行かれなくて、最後に就職に就くのもこういうので、最終的には生活の面にいろいろ支障を来すというのも勉強させていただきました。

それで、この子ども食堂ですね。私も若干引かかるものもあるかなと思うんだけど、子ども食堂を明記しなかったというか、それは別問題だよと言われればそうなんだけれども、世の中で子ども食堂、子ども食堂と話をされているのに、この文言一言もないなと思ったから何か意図があったんですか。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 今の御質問ですが、意図があったのかと言われますと特に意図はございません。先ほども言っている、町が推進していくものではないので、あえて載せなかったのかなというような形ですね。町が、じゃ子ども食堂も考えていきましょうというのであれば、当然こちらの施策にも載せていくというような形になりますが、あくまで今ボラン

ティアでやっていただいているので、そこまでは明記はしていなかったということだと思います。

○委員（吉田二郎君）　あとは、私どもは委員長言ったように、この間、視察研修に行きまして、地域子どもの未来応援センターというんですか、そういうふうな市自体でやっているんだけれども、国では一生懸命進めているんだけれども、県レベルでそれで終わっているんだか、美里町も、いや、そういうような話は確かに聞いているとか、連絡も入っているとか、一つは要するに助成金みたいなのを対象で皆団体さんに出されるようなそういう制度もあるんだけれども、本町としてもそういうふうな内容というか、何かのそういうような機関が、助成されるような機関、団体を勧めるような国から県からのあれというのはあるんですか。そこをちょっと聞きたかった。

○子ども家庭課課長補佐兼係長（伊藤 恵君）　お答えします。

子ども食堂に関する助成事業というのはいろんな種類がありまして、国からのものもありますし、いろんな団体、会社、企業などからの助成事業もあるんですが、美里町で今把握している子ども食堂というのが、みさとひまわり食堂さんなんですけれども、こちらの団体さんは今のところ助成を受けて事業運営をしたいという希望がないもので、そこまで町のほうで今年度も確認しておりますということですのでよろしいですか。

○委員（吉田二郎君）　ありがとう。

あと最後ね、第5章に計画の推進に向けて各主体の役割とあるけれども、確かに1つの課でなかなかできる、さっきいろいろ話出たんだけれども、できるもんじゃなくて、6項目あって、家庭の役割とか、2番目に保育所、幼稚園の役割、3番学校の役割、4番地域の役割と、5番目に企業の役割、6、行政のとあるんですけれども、この5番目の企業の役割とかというのは、子ども家庭課のあれじゃなくて別の課から入っているんだか、こういうのをどういうふうに周知させていくというか、その連絡方法というか。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君）　こちらの企業の役割として記載させていただいているものですが、これはあくまで企業さんがやっただいている部分というところがございまして、特に働き方改革というのは国から来ている部分で、当然そこから企業にも下りてきているという部分で、その部分の役割分担ということで載せていただいているというところがございます。町がこうしなさいよというような部分ではなくて、あくまでも国から下りてきている部分を載せているというような形になります。

○委員（吉田二郎君）　実はですね、この間、議会懇談会というのあって、住民の方から、その

方、フードバンクに私も何か御協力をしたいただけれども、どのような手続というか、すればいいんでしょうかねという声も聞いたんですよ。ああ、なるほどな、社協でやっているよとか、そういうふうにお話ししても、いや、どういうふうにいけばいいのとかいろいろそういうのあるんですけれども、何か連絡方法というの、月1回でも2回でもいいから住民の声に届くようなあれがあればいいですねということ参考までに聞いたもんですから、今この企業に対しての呼びかけというか、働きかけというのはどうかと思って今お聞きになったんです。分かりました、ありがとうございます。

○委員長（柳田政喜君） いいですか。（「はい」の声あり）

二郎さんのを今補足しますと、議会懇談会の中で私も何か提供したいという人いたんですよ。でも、どこに持っていったいいか、一応持っていく先、何曜日の何時までどこどこにというのは分かるんだけど、勤めているから持っていけない。だから、そういうのを、例えば町でつないでくれるといいよねというような話がありました。ただ、夕方だったり、夜だったり、土日だったり、仕事休みのときに、どこどこに持ってきてもらえばつなぎますよという手だてを町でするとかしてもらいたいのかなという話だったと思うんです。そうすると、寄附しやすくなるんですよという話でした。

ほかにございますか。一旦休憩して、今回のテーマ外でも聞きたいことあるんだったら聞きましょうか、せっかくですから。ちょっとだけ、もうちょっとだけ付き合ってもらっていいですか。仕事、申し訳ない。テーマ内だとあれですけどもね、一旦休憩いたしますのでちょっと聞きたいことをざっくばらんに聞いてもらっていいです。

休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後2時59分 再開

○委員長（柳田政喜君） それでは、再開いたします。

引き続き意見交換を行ってまいります。それでは、副委員長。

○副委員長（伊藤牧世君） 資料を前もって頂いた中に、第2期美里町子ども・子育て支援事業計画をいただいているんですけれども、そちらが令和4年12月改訂となっています。私ちょっと、3年3月改訂のところは見ていたんですけれども、前後とちょっと見比べる、日がなくてすみません、どこが、自分がここかなと思ったところは貧困のあたりとかは見たんですが、どの辺りを変えたとかというのが分かりましたら、すみませんが、あまり多いときには諦めます。

お願いします。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 令和4年12月に改訂させていただいているんですが、こちらの改訂内容につきましては、まず人口推計だったり、26ページですね、26ページの人口推計、あとは、それ以降に続く量の見込みが実態に合わせて変更させていただいているところがございます。

○副委員長（伊藤牧世君） ここだけということですね。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） そうですね。

○子ども家庭課係長（伊藤智昭君） すみません。引き続き御説明させていただきます。

内容としましては、こちらの計画策定当初になかった認定こども園の中に食と森の保育園が認定こども園になりましたという内容の、すみません、30ページの下ですね、こちらを新たに記載させていただきました。

また、当初予定になかった放課後児童クラブ施設となった、39ページですね、新・放課後子ども総合プランというところ、こちらの放課後児童クラブ、町内5か所で実施していますといったところを中卒が増えましたので6か所で実施していますということに変更しております。

主な変更点は、こちらになります。（「ありがとうございます」の声あり）

○委員長（柳田政喜君） 前に課長に言ったと思いますけれども、読んでいるときに待機児童解消がまだできてないと書いていましたけれども、できていますので堂々と変更してください。副委員長。

○副委員長（伊藤牧世君） また、こちらの先ほどの説明の中で令和7年度に改正するという事なので、もしアンケートを行うなら来年度、6年度なのかなという感じはするんですが、そういったところで今検討中というか、考えているというお話をいただきました。その件に関して方向性とかそういったのがまだ定まってないところなのかなとは思いますが、何でしょう、まず新しく事業計画を起こすに当たってのアンケートを取る、取らないという段階というのは、どの時点でこういった形で決定されていくのかをお願いします。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 前回、計画をするときには、国からアンケートを取って実施しなさいというような部分で来ております。今回については、国でつくるこども大綱、もう本来であればつくるようになるんですが、そのこども大綱を子育て支援計画の中に入れ込むということも可能だということまでは国からは示されております。

そこで、子ども・子育て支援計画をつくる際にアンケートを取るのか取らないのかということが、まだ実は国から示されておりませんで、その部分がある、来ないもあるんですが、当

然、結構なアンケートを取るという形になりますと作業が出てくるということで自前ではとてもやれない状況になります。そうなってくると当然予算も関連してきますので、その部分についても企画財政課とも協議しなければならないし、実際はアンケートを取らなくてもいいような感じでも国からは流れてはきているんですが、やはりまだそこが不透明な部分がございます、なかなか私のほうでもどうやって進んでいったらいいのかなというところで今検討しているような段階です。

○副委員長（伊藤牧世君）　ありがとうございます。

多分、国とのつながりがあるのでその辺が難しいのかなとは思いますが、ただそれに伴って貧困対策計画、そちらのほうも、多分こちらの子育て支援事業計画のところに折り込んできても多分大丈夫なのかとは思いつながら、別計画でもっていいというのは前からあったんですけれども、そうしたところはまたこども大綱というところでのいろいろと変化があるのかなと。じゃないと、全部いろんな計画がばらばらに動くようになってしまっても大変なのかなと思いつながら、そちらも含めながら7年度以降つくっていくような形になるのかなとは考えるんですが、方向性としてはそのような貧困に対して、子供の貧困に関してそういった形なのか、お願いします。

○子ども家庭課課長（齊藤　眞君）　今委員のおっしゃるとおりでございまして、子ども支援計画の中にそのようなものは盛り込んで、実際ですと、それぞれ計画を立てなければならないんですが、それを国としても、それぞれ立てるのではなくて皆合わせて計画をしていこうという動きになっていますので、そのほうに動いていくような形で考えております。

○委員長（柳田政喜君）　よろしいですか。ほかにございますか。（「1つ」の声あり）鈴木委員。

○委員（鈴木恵悦君）　この子育て支援事業計画ですね、計画書の39ページ。今話ありました放課後児童クラブについてなんですけれども、本町の対応なり、受入枠の拡大、（1）等にあるんですけれども、今後の方向として高学年、5、6年生も受け入れますよと。それから、土日、休日、その辺も検討しますと、そういうふうこれを理解してよろしいんですか。

○子ども家庭課課長（齊藤　眞君）　放課後児童クラブの受入枠の拡大というようにところだと思つんですが、来年度の申請は今現在進んでいる状況でございます。例年ですと小学校3年生までというような区切りをもって募集をかけておつたんですが、今年度につきましてはその年代を除きまして小学生であればいいですよというような形で募集はしております。なんです、やはり定員に枠がございますので、その枠に収まる範囲であれば高学年まで入れるというよう

な形で取っております。受入枠の拡大ということで、もう既に不動堂放課後児童クラブにつきましては120人から160人に定員を増やしているところでございます。南郷につきましても、令和4年度から45から80まで定員は増やしているところでございます。

実施状況でございますが、こちらにつきましては、南郷については80人の枠を取っておりますが、今現在いるのが50人弱で、不動堂につきましては、今年度は160に対して約150人ぐらい在籍しているというところでございます。来年度、今年度募集をかけているところでございますが、やはり不動堂地区につきましては、予想以上に利用者数が出るのではなかろうかというような懸念は持っているところです。今までも120人という定員の中で、当然、申込みがそれより超過していたというところがございますが、これは不動堂放課後児童クラブから青生放課後児童クラブにバスで移動してそちらで受入れをしていたという経緯がございます。ですので、もし来年度も160人の定員の枠を超えた場合については、断るのではなくて、やはり受入れ可能なところに受入れをしてもらうというような方向で今のところは考えてございます。土日というところではありますが、今現在で土曜日のほうは受入れはしているところでございます。

○委員（鈴木恵悦君） 確認ということになるかと思うんですけども、現状で、もう高学年も受け入れているということで、定員の枠内ということでしょうか。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 今年度につきましては、あくまでも3年生までというところで受入れはしておるんですが、やはり一部諸事情がある方については、今ですと最高で5年生までは受入れはしているところでございます。

○委員長（柳田政喜君） 鈴木委員。

○委員（鈴木恵悦君） 今後の方向ですね、ここに受入枠の拡大ということで、それが線引きをなくすというか、その方向だということなんですか。

○子ども家庭課課長（齊藤 眞君） 令和6年度については、今募集をかけている部分については学年の設定はしていないというところでございます。

○委員長（柳田政喜君） 鈴木委員。

○委員（鈴木恵悦君） ごめんなさいね。ちょっと重箱の隅をつつくわけじゃないんですけども、38、9ページに現在6か所の放課後児童クラブと記載されていますけれども、15ページの下の方に町内5か所とあるんですが、これは整合がない、単なるミス。（「ミスですね」の声あり）ミスね。了解です。

○委員長（柳田政喜君） 今の放課後児童クラブの件ですけども、前々から当常任委員会では正職員の配置、それと子供たちが増えることにより、そこの放課後児童クラブの指導員でした

つけ、その方々の負担も増えてきています。その辺、特に子供たちの安全性を考えると、そういう人たちのきちっとした人員確保、昨年たしか1か所1人足りなかったんですよね。その辺もしっかり確保しながら対応していただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

ほかにございますか。ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、担当課の子ども家庭課との意見交換会はこれで終了したいと思います。

それでは担当課の皆様、本当にありがとうございました。副委員長からちょっと担当課の皆様に御挨拶させますので。

○副委員長（伊藤牧世君） 本日は、いろいろと子供の貧困対策関連に関してお話をいただきありがとうございました。これを基にまた私たちのほうでも子供の貧困と食事というところでテーマに沿った、いろいろな提言、またはいろいろな案がありましたら、委員一同、議論しながら提案できればいいかなと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○委員長（柳田政喜君） 委員の皆さんはあともうちょっとありますので、そのままお待ちください。

では、一旦休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時16分 再開

○委員長（柳田政喜君） それでは、再開いたします。

ただいま担当課との意見交換会を終わりました。それで、会議事項としまして今後の進め方なんですけれども、どのように進めていったらよろしいでしょうか。意見等ございませんか。基本的には、前回、研修のまとめ出していますけれども、研修のまとめというのは懇談会用に作った資料で、ある程度全体的な分はまとまっているのかなと思って、それを基に作っていただければいいのかなと思うんですけれども。

○委員（村松秀雄君） 結局ほら、委員長ね。

○委員長（柳田政喜君） はい。

○委員（村松秀雄君） この間の議会懇談会である程度ほぼまとめているんだよね。ただ、そういうふうにしたほうがいいという提案は提案で、ぼやっとしたものはあるけれども、いや、町はこういうふうにしていくべきだというものをもっと具体的に義務づけしちゃったらいけないの、あれに。

○委員長（柳田政喜君） 取りあえず、次回は懇談会のいろんな集まった情報を集めて、今度、合同会議でみんなまとめるんですよ。

○委員（村松秀雄君） 合同会議は、いつだったかな。（「9日」「7日」の声あり）

○委員長（柳田政喜君） この間、24にやったんじゃないかなって思ってたっけ。

休憩します。

午後3時18分 休憩

午後3時24分 再開

○委員長（柳田政喜君） 再開いたします。

それでは、次回につきましては、議会懇談会で教育、民生常任委員会のテーマに対して住民のほうからいただいた意見をまとめていきたいと思います。それを基に、その先、進め方としましてはまとめていくと。12月会議までに今回のテーマの提言書を作成するという形でよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、会議事項は以上になります。

その他なんですけれども、前にお話ししました意見書の件、ちょっと私が段取りミスしましてまだ作っておりません。それで、本日、議長から意見書を提出したところの資料を頂きました。それを基に次回には作ってきて皆様にお示しして、医療費の助成ですね、そちらを作っていきたいと思いますので、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）すみません。それで、進めさせていただきたいと思います。

ほかにございますか、皆様から。ありませんか。事務局から何かございますか。ないですか。

それでは、以上で第24回教育、民生常任委員会を終了したいと思います。

副委員長、お願いします。

○副委員長（伊藤牧世君） 本日、担当課との意見交換、非常に充実した内容かと思います。この後は、懇談会の内容を踏まえながら最終的なまとめ、提案に入るかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

午後3時26分 閉会

令和5年10月27日

教育、民生常任委員会

委員長